

京都市告示第 179 号

都市計画法（以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定したので、法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成 19 年 8 月 6 日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 地区計画の名称

一条山地区地区計画

2 都市計画を決定する土地の区域

京都市左京区岩倉幡枝町の一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)